

## 相模原市地域学校協働活動推進事業委託要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、相模原市地域学校協働活動推進事業実施要綱(令和4年4月1日施行。以下「実施要綱」という。)により実施する地域学校協働活動推進事業(以下「本事業」という。)の委託に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業を実施する者等)

第2条 本事業は、実施要綱第5条の規定により地域学校協働本部(以下「本部」という。)が設置されたときは、当該本部に委託してこれを行うことができる。

(実施計画)

第3条 本部は、本事業の実施に際し、あらかじめ教育委員会に対し、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 地域学校協働活動推進事業実施計画書(第1号様式)
- (2) 地域学校協働活動推進事業収支予算書(第2号様式)
- (3) その他必要な書類

(契約の締結)

第4条 教育委員会は、前条の規定により書類が提出されたときは、当該事業委託の可否を判断し、委託を行う場合は市長と本部の代表の間で委託契約の締結を行う。

(委託料)

第5条 委託料は、予算の範囲内とし、教育委員会が別に定める。

2 委託料の使途については、謝礼、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、会議費、借料及び損料、保険料、役務費等に充てるものとし、予算積算の基準については市が別に定める基準に準ずるものとする。ただし、教育委員会が特に認める場合はこの限りではない。

3 委託料の支出に当たっては、本部の中から会計を1名、会計監査を1名選出し、厳正に出納管理を行うとともに、第7条に定める収支決算書の提出に当たり、会計監査の承認を得なければならない。

(委託期間)

第6条 委託期間は、委託契約締結日から当該年度の3月末日までの事業実施に必要な期間とする。

(実施報告)

第7条 本部は本事業終了後、速やかに市長に次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 地域学校協働活動推進事業実施報告書(第3号様式)
- (2) 地域学校協働活動推進事業収支決算書(第4号様式)
- (3) その他必要な書類

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

第 1 号様式(相模原市地域学校協働活動推進事業委託要綱 第 3 条関係)

年度 地域学校協働活動推進事業実施計画書

本部の名称	
実施期間	年 月 日～ 年 月 日
活動方針	
活動内容	
備考	

第2号様式(相模原市地域学校協働活動推進事業委託要綱 第3条関係)

年度 地域学校協働活動推進事業収支予算書

本部の名称 \_\_\_\_\_

収入の部

項目	金額	説明
委託料	円	相模原市からの委託料
その他	円	
合計	円	

支出の部

項目	金額	説明及び積算根拠
謝礼	円	
旅費	円	
消耗品費	円	
印刷製本費	円	
通信運搬費	円	
会議費	円	
借料及び損料	円	
保険料	円	
役務費	円	
合計	円	

第3号様式(相模原市地域学校協働活動推進事業委託要綱 第7条関係)

年度 地域学校協働活動推進事業実施報告書

本部の名称	
実施期間	年 月 日～ 年 月 日
活動内容	
参加者数	
活動についての 評価 (意見や反省等)	

第4号様式(相模原市地域学校協働活動推進事業委託要綱 第7条関係)

年度 地域学校協働活動推進事業収支決算書

本部の名称 \_\_\_\_\_

収入の部

項目	金額	説明
委託料	円	相模原市からの委託料
その他	円	
合計	円	

支出の部

項目	金額	説明及び積算根拠
謝礼	円	
旅費	円	
消耗品費	円	
印刷製本費	円	
通信運搬費	円	
会議費	円	
借料及び損料	円	
保険料	円	
役務費	円	
合計	円	

上記のとおり相違ないことを報告いたします。

\_\_\_\_\_年 月 会 計 印

監査の結果、上記のとおり相違ないことを確認いたしました。

\_\_\_\_\_年 月 会計監査 印